

31中福介第234号
令和元年6月3日

指定居宅介護支援事業所 }
指定訪問介護事業所 } 管理者 各位

中央区福祉保健部介護保険課長
佐野 浩美

居宅介護支援事業におけるモニタリングについて

日頃から、中央区の介護保険行政にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、「居宅介護支援事業におけるモニタリングについて」は、厚生労働省令により、特段の事情がない限り、少なくとも1月に1回、モニタリングを実施すべきものとされていますが、利用者の状況に応じた適切なケアプランに基づき、利用者に必要なサービスが提供されるべきであるという介護保険制度本来の趣旨に鑑みた、本区の「特段の事情」についての考え方を下記のとおり示しますので、改めてご留意願います。

なお、下記の例はあくまで例示であり、利用者の個別の事情によっては、これら以外にも、「特段の事情」に該当する場合がありますので、疑義のある場合には、あらかじめ保険者に照会されるようお願いいたします。

記

例1) 本人または家族が訪問を拒否している場合

(考え方)

家庭内で虐待がある等の理由が考えられることから、関係機関(地域包括支援センターや介護保険課担当部署等)と協議し、その結果、その月(期間)の訪問を差し控えるべきであるとの判断に至った場合に「特段の事情」があると認められます。

この場合には、減算の対象となりませんが、その経過や理由を具体的に支援経過記録等に記載しておく必要があります。

例2) 利用者が緊急で入院、あるいは緊急で短期入所サービスを利用することになったために、利用者の居宅でモニタリングができなかった場合

(考え方)

利用者が月の途中で緊急入院、あるいは緊急で短期入所サービスを利用し、その月のうちに退院(退所)できなかったために、利用者の居宅を訪問してモニタリングが出来なかった場合には、「特段の事情」があると認められ、減算の対象となりません。

ただし、利用者の心身の状況をはじめ、サービス事業所との情報交換は必要ですので、少なくとも利用者の入院(入所)先を訪問し、利用者と面接することは必要です。

なお、利用者が死亡したために、モニタリングが出来なかった場合も、「特段の事情」があると認められ、減算の対象となりませんが、検査入院等、事前に入退院の時期が決まっていた場合には、その時期をさけて、利用者宅を訪問しモニタリングすることが可能ですので「特段の事情」があると認められません。

注1. 「特段の事情」がある場合については、その具体的な内容を記録しておくことが必要であり、この記録がない場合には減算の対象となります。

注2. 「特段の事情」とは、利用者の事情により、訪問し面接することができない場合をいい、介護支援専門員に起因する事情は「特段の事情」に該当しません。

問い合わせ先

中央区福祉保険部介護保険課事業者支援給付係

担当：濱

電話：03-3546-5377